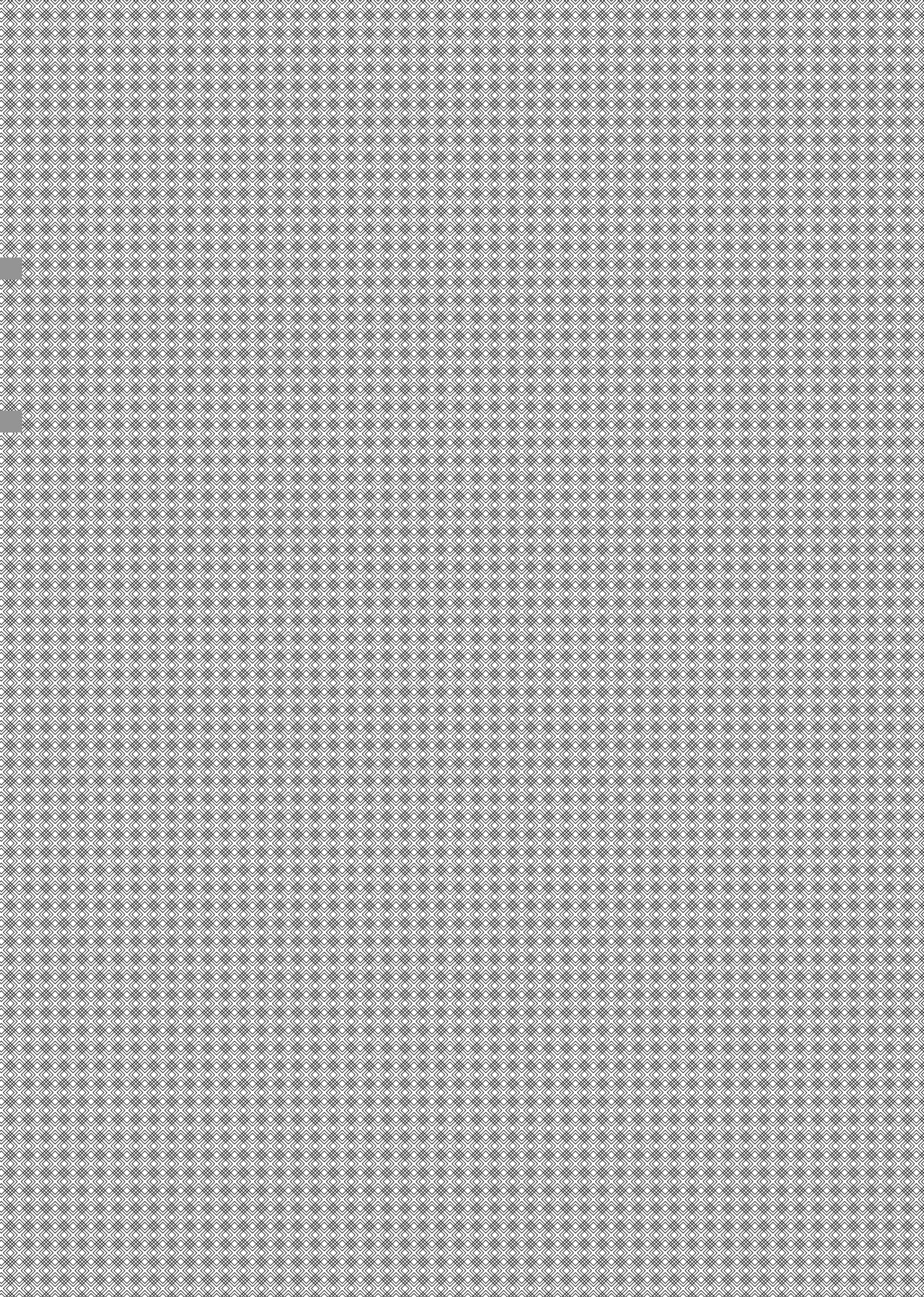


Z—75—J

事業税 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙がホチキス留めされている場合、ホチキス留めを絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和7年4月4日現在の施行法令等によって出題されています。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「J1～J8」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。



〔第一問〕 — 50 点—

問 1 (30 点)

- (1) 法人又は個人が行う事業に対して、当該法人又は個人が事業税を課される場合について説明しなさい。

なお、当該法人又は個人が事業税を課されない場合及び地方税法の施行地に主たる事務所等を有しない場合についても説明すること。

ただし、人格のない社団等及び法人課税信託の受託者に係る説明は要しない。

- (2) 個人事業税における所得の計算上、事業を行う個人が、当該個人と生計を一にする親族を当該事業に従事させた場合の取扱いについて説明しなさい。

問2 (20点)

次の【資料】に基づき、甲株式会社(以下「甲社」という。)が第5期事業年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度)分のL県及びM県に納める法人事業税額について、法人税と法人事業税における課税標準の計算方法の差異及び算出税額から控除される税額に言及した上で、説明しなさい。

なお、算出税額から控除される税額については、地方税法に定める全ての控除について、同法に定める控除順に記載すること。

ただし、申告手続きに係る説明は要しない。

【資料】

- 1 甲社の令和8年3月31日現在の資本金の額は50,000,000円、資本剰余金の額は40,000,000円である。
- 2 甲社は第1期及び第2期事業年度分については所得の金額を申告し、法人税を納付した。第3期及び第4期事業年度分については欠損金額を申告し、第3期事業年度分については法人税の還付を受けた。
- 3 甲社は令和3年4月1日に設立され、L県に本店及び支店(設立当初から設置)を、M県に支店を設置(設立当初から設置)して、自動車部品の卸売業を行っている。
- 4 甲社は令和5年4月1日からN国(地方税法の施行地外)においても支店(恒久的施設に相当するものである。)を設置して、自動車部品の卸売業を行っている。
- 5 甲社は令和7年4月1日から、乙株式会社との間に完全支配関係を有することとなり、法人税においてグループ通算制度の適用を受けることになった。
- 6 甲社は外国法人Xの株式を有し、配当を受け、外国の法令により当該配当に係る所得税に相当する税を源泉徴収されている。
- 7 甲社は外国法人Xの株式等を投資対象とする証券投資信託Yの受益権を有し、配当を受け、当該配当に係る所得税を源泉徴収されている。
- 8 甲社は事業の開始以来、青色申告書を提出することについて、所轄税務署長の承認を受けている。
- 9 事業税の税率は、L県は地方税法に定める標準税率、M県は同法に定める標準税率の1.1倍である。
- 10 甲社は事業の開始以来、被災したことはなく、会社更生等の手続き、合併等、資源開発事業法人等への投資及び特許権等の譲渡等を行っていない。

〔第二問〕 — 50 点—

問 1 (25 点)

次の【資料】に基づき、A株式会社(以下「A社」という。)の第15期事業年度に係る事業税額のうち、各県に納付すべき事業税額を、それぞれ計算過程を明らかにして算定しなさい。

【資料】

- 1 A社の第15期事業年度は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までである。
- 2 A社は関連会社の経営コンサルタント業を行っており、事業年度末時点で、X県に本社、Y県にa営業所、Z県にb営業所がある。
- 3 A社の令和8年3月31日現在の資本金の額、資本準備金の額及び資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する金額)は、次のとおりである。
 資本金の額 2,500,000,000円
 資本準備金の額 2,400,000,000円
 資本金等の額 4,770,000,000円
- 4 第15期事業年度における事務所等の概況は、次のとおりである。

所在地	人件費関係	利息関係	賃貸借料関係
X県	給与・賞与等 620,000,000円(※1・2)	借入金利息	本社の賃借料 37,000,000円(※4)
	法定福利費 35,900,000円	預金利息	
	企業年金掛金 48,600,000円	95,000,000円	
	派遣契約料(※3) 15,000,000円	国債利息 10,000,000円	
Y県	給与・賞与等 313,000,000円	借入金利息	営業所の賃借料 20,000,000円
	法定福利費 27,150,000円	預金利息	借上社宅の賃借料 9,950,000円(※5)
	企業年金掛金 38,168,000円	73,500,000円	

Z 県	給与・賞与等		
	263,000,000 円	借入金利息	営業所の賃借料
	法定福利費	38,200,000 円	11,500,000 円
	18,670,000 円	地方債利息	貸倉庫の賃借料
	企業年金掛金	1,150,000 円	100,000 円(※ 6)
21,523,000 円			

- ※ 1 法人税額の所得の計算において損金不算入とされた役員報酬 10,000,000 円を含む。
- ※ 2 A 社は B 株式会社(以下「B 社」という。)へ従業員を外向させており、給与は A 社から支払っている。当該外向者は B 社の業務に従事しており、その対価として B 社より受け取った給与負担金 20,000,000 円及び退職給与負担金 5,000,000 円を含む。
- ※ 3 A 社は C 株式会社から労働者派遣法に規定する労働者派遣契約に基づく労働者派遣を受けており、当該派遣労働者は A 社の業務に従事している。
- ※ 4 本社の建物を D 株式会社から借りている。令和 7 年 4 月 15 日に更新料として支払った 1,000,000 円を含む。なお、共益費は区分されておらず、不明である。
- ※ 5 借上社宅の使用料として、2,400,000 円を従業員から受け取っている。
- ※ 6 令和 7 年 12 月 9 日から令和 8 年 1 月 2 日までの間を契約期間として、一時的に貸倉庫の一角を借りた。

(注 1) 「人件費関係」、「利息関係」及び「賃貸借料関係」の欄にある額は、第 15 期事業年度中の総額である。これらは特段の記述がない限り全て第 15 期事業年度の法人税の所得の計算において損金又は益金の額に算入されているものとする。また、「人件費関係」、「利息関係」及び「賃貸借料関係」の欄にある額には、棚卸資産等に係るものはないものとする。

(注 2) 「給与・賞与等」には、所得税を課さないこととされている通勤手当は含まれていない。

- 5 A 社の第 15 期事業年度における法人税の課税標準である所得金額(法人税法施行規則別表四の合計欄(34)の額)は、1,850,980,000 円である。
- 6 A 社の第 15 期事業年度における法人税の法人税額の計算に当たり、支払を受けた利子等について源泉徴収された所得税額 483,450 円のうち、303,450 円を法人税額から控除される所得税額としている。

7 A社は持株会社として多数の関連会社を保有している。保有状況については、次のとおりである。

< A社の状況(第14期の会計簿価合計額及び税務簿価合計額は特定子会社のみを記載) >

事業年度	第14期	第15期
A社の会計簿価	2,500,000,000円	2,700,000,000円
A社の税務簿価	2,300,000,000円	2,400,000,000円
A社による保有株の会計簿価合計額	1,500,000,000円	下表を参照
A社による保有株の税務簿価合計額	1,400,000,000円	下表を参照

< A社及び関連会社の株式保有状況(自己株式を含む) >

A社の保有株			
法人名	株式数	会計簿価	税務簿価
E株式会社(内国法人、発行済株式総数:6,000株)	5,000株	600,000,000円	720,000,000円
F株式会社(内国法人、発行済株式総数:10,000株)	10,000株	400,000,000円	470,000,000円
G株式会社(内国法人、発行済株式総数:7,000株)	3,500株	420,000,000円	380,000,000円
H株式会社(外国法人、発行済株式総数:12,000株)	9,000株	500,000,000円	450,000,000円
I株式会社(内国法人、発行済株式総数:20,000株)	8,000株	200,000,000円	200,000,000円
K株式会社(内国法人、発行済株式総数:20,000株)	2,000株	100,000,000円	100,000,000円
E株式会社の保有株			
法人名	株式数	会計簿価	税務簿価
E株式会社(内国法人、発行済株式総数:6,000株)	1,000株	—	—
J株式会社(内国法人、発行済株式総数:10,000株)	1,000株	120,000,000円	130,000,000円
K株式会社(内国法人、発行済株式総数:20,000株)	5,000株	500,000,000円	500,000,000円
F株式会社の保有株			
法人名	株式数	会計簿価	税務簿価
K株式会社(内国法人、発行済株式総数:20,000株)	2,000株	100,000,000円	100,000,000円
G株式会社の保有株			
法人名	株式数	会計簿価	税務簿価
G株式会社(内国法人、発行済株式総数:7,000株)	3,500株	—	—
J株式会社(内国法人、発行済株式総数:10,000株)	4,500株	540,000,000円	585,000,000円

< 各社のA社からの借入状況 >

関連会社	借入金額
E株式会社	165,000,000円
F株式会社	72,000,000円
I株式会社	50,000,000円

8 A社の事務所等の従業者数については、次のとおりである。

(単位：人)

所在地	事務所等	令和7年										令和8年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
X県	本社	23	24	25	25	26	24	24	23	25	24	24	23	
Y県	a営業所	25	23	24	25	25	10	11	10	9	12	12	12	
Z県	b営業所	—	—	—	—	—	12	13	12	12	11	13	11	

(注 1) 上記の従業者数の数値は各月の末日現在における従業者数の数値である。

(注 2) Z県のb営業所は令和7年9月15日に新設した。

9 事業税の税率は、X県は地方税法に定める標準税率、Y県及びZ県は同法に定めるいわゆる制限税率と同一の率である。

10 上記以外に考慮すべき項目はない。

問2 (25点)

次の【資料】に基づき、S株式会社(以下「S社」という。)の第17期事業年度に係る事業税について、各県に納付すべき事業税額を、それぞれの計算過程を明らかにして算定しなさい。

【資料】

- 1 S社の第17期事業年度は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までである。
- 2 S社は、A県、B県及びC県において事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を設置して、生命保険業を行っている。
- 3 S社の令和8年3月31日現在の資本金の額は、次のとおりである。
資本金の額 1,000,000,000円
- 4 S社の第17期事業年度の生命保険業に係る収入金額は、次のとおりである。

	保険の種類	収入保険料	
			収入再保険料
個人保険	貯蓄保険	1,663,000,000円	169,560,000円
	貯蓄保険以外の保険	8,210,000,000円	985,200,000円
団体保険	団体年金保険	450,000,000円	72,000,000円
	団体年金保険以外の保険	347,200,000円	27,776,000円

(注) 団体保険のうち団体年金保険以外の保険の収入保険料の欄の金額には、被保険者が団体から脱退した場合に保険金以外の給付金を支払う定めのある保険につき収入した保険料104,160,000円が含まれているが、そのうち、その給付金に対応する部分の金額は、14,000,000円である。

5 S社の従業者数については、次のとおりである。

(単位：人)

	区分	令和7年										令和8年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
A県	a 本社	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	b 支店	60	60	60	55	55	58	58	57	58	60	61	64	
B県	c 支店	36	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	
	d 支店	42	40	35	30	30	32	26	21	(18)	—	—	—	
C県	e 支店	—	—	—	—	48	40	36	30	24	(15)	—	—	
	f 支店	—	—	—	—	24	24	24	24	24	30	30	36	

(注 1) 上記の従業者数の数値は各月の末日現在における従業者数の数値である。なお、
()の数値は廃止日現在の従業者数の数値である。

(注 2) d支店は12月31日に廃止された。

(注 3) e支店は8月14日に新設されたが、1月16日に廃止された。

(注 4) f支店は8月14日に新設された。

(注 5) a本社及びb支店の各月の数値には、保険の代理業務を行うT社へ出向している
2名(給料はT社で支給)をそれぞれ含んでいる。

6 法人の事業税の税率は、A県では地方税法に定める標準税率、B県は同法に定めるいわゆる制限税率と同一の率、C県では同法に定める標準税率の1.06倍の率を採用している。

7 上記以外に考慮すべき項目はない。

